

平成31年度

教育委員会定例会
(4月)

平成31年4月5日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 平成31年4月5日（金） 午後3時
場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第1号 人事異動（鹿屋市職員）について (P 2)
 - (2) 議案第2号 鹿屋市公告式規則の一部改正について (P 6)
- 5 報告
 - (1) 鹿屋市議会3月定例会の一般質問について (P 9)
 - (2) 看護専門学校国家試験結果報告 (P 16)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第1号

人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成31年4月5日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

平成31年3月31日付け及び平成31年4月1日付けで職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【省 略】

議案第2号

鹿屋市教育委員会公告式規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成31年4月5日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市公告式条例の一部改正に伴い、鹿屋市教育委員会における規則等の公布等の方法の変更について規定の整備を行うもの

鹿屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会公告式規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「鹿屋市公報に登載」を「鹿屋市役所及び各総合支所の掲示場に掲示」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会公告式規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第 2 条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育長印を押さなければならない。</p> <p>2 規則の公布は、<u>鹿屋市役所及び各総合支所の掲示場に掲示</u>して行う。</p>	<p>○鹿屋市教育委員会公告式規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第 2 条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育長印を押さなければならない。</p> <p>2 規則の公布は、<u>鹿屋市公報に登載</u>して行う。</p>

報告(1) 鹿屋市議会 3月定例会の一般質問について (教育委員会関係)

1	学校における主権者教育の取組について	会派名	会派 至誠・公明
<p>【質問の要旨】 小学校、中学校、高等学校で行っている主権者教育の現状について示して欲しい。</p>			
<p>【答弁の要旨】 小中学校及び高等学校で行われる学校教育の目的は、一つは児童生徒一人一人の自己実現の基礎を培うことであり、もう一つは地域社会に貢献できる良識ある主権者としての基礎を育成することにある。</p> <p>選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことなどを踏まえ、若者に対して、地域社会や政治等に関心を持ち、選挙をはじめ、様々な活動に参加することが一層強く求められていることなどから、学校教育における主権者教育の充実は、ますます重要になってきている。</p> <p>本市においては、各教科等の学習において小学校から高等学校までの発達段階に応じて、政治や選挙の仕組み等の基礎的な内容を学習するとともに、話し合いや体験的な活動を通して、平和で民主的な社会の一員としての基礎を育成する取組を行っている。</p> <p>また、児童会、生徒会活動における、身近な課題について話し合い、ルールを決める活動や、選挙管理委員会等による出前授業、中学校、高等学校での実際の投票箱を借りて行う役員選挙等を通して、主体的・実践的な態度の育成に取り組んでいるところである。</p> <p>一方、主権者教育の推進のためには家庭や地域との連携も重要であり、子ども会活動や鹿屋っ子クラブ等の自主的・自治的活動において、児童生徒が地域の課題等について話し合うことや、様々な行事などで主体的に取り組む機会を意図的に企画していくことも大切であると考えている。</p> <p>市教育委員会としては、学校教育や社会教育において児童生徒が社会をたくましく生き抜く力や、良き市民として主体的に活動する力を高められるよう、主権者教育の充実に努めていきたい。</p>			

2	安心安全なまちづくりについて	会派名	会派 至誠・公明
<p>【質問の要旨】 教育現場における児童虐待防止策とその課題を示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】 厚生労働省によると、児童虐待の発生件数は、ここ数年特に大きく増加してきており、昨年度、全国で年間49人の小中学生が虐待で命を落とすなど、その対応が国の喫緊の課題となっています。</p> <p>そのような中、県教育委員会は、平成30年11月22日付けで、</p>			

- 1 児童虐待防止に係る研修の実施
- 2 児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告
- 3 関係機関との連携強化のための情報共有
- 4 家庭に対する支援

等を重点として児童虐待防止の取組を徹底するよう市町村教育委員会に通知した。

これを受け、市教育委員会としては、県の通知内容の徹底を各学校長に対して指導してきたところであり、加えて、毎月の生徒指導に係る報告等による実態把握をもとにした指導や、管理職研修会や生徒指導担当者会等において、児童虐待防止に係る各種教材の活用や、「児童虐待防止月間（毎年11月）」の取組の徹底などの指導を適宜、行っているところである。

学校における児童虐待の早期発見については、日々の児童生徒との会話や学校生活等の様子、生活記録帳の記述内容、アンケートや教育相談、スクールソーシャルワーカー等との連携等を通して行うが、虐待が疑われるような事案を学校が発見した場合は、直ちに児童相談所や市子育て支援課へ通告しており、今年度は、学校から子育て支援課へ3件4人（平成29年度0件）の通告がなされましたが、これらの児童生徒については一時保護等の対応がなされたところである。

また、学校における児童虐待防止の課題としては、虐待の多くが家庭等で発生しているため、気づくのが遅れたり、具体的な内容の正確な把握が困難なことなどがある。そのため、通告の判断に苦慮する場合などもある。

なお、2月末現在、文部科学省からあった「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」の結果では、本市には児童虐待や安否確認がとれない児童生徒の在籍はない。

教育委員会としては、児童虐待は、どこでも発生し得るという認識のもとに、家庭や関係機関との連携を強化するなど、児童虐待防止の取組について一層の充実を図ってまいりたい。

3 教育行政について	会派名	未来かのや
<p>【質問の要旨】 鹿屋女子高の活性化について、どのように推進していくか。</p>		
<p>【答弁の要旨】 鹿屋女子高等学校の活性化については、平成28年度に外部委員等からなる検討委員会において協議を重ね、「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン～活性化基本方針～」を策定した。</p> <p>本方針の基本理念である「しなやかで豊かな感性を持ち社会に貢献できる人材の育成」の実現のため、5つの基本目標のもと、平成29年度から鹿屋女子高活性化事業として、魅力ある学校づくりに向けた取組を実施している。</p> <p>1つ目は、生徒の多様な進路希望に対応するための学習が可能となる総合選択制を導入することとしており、平成29年度からは、その試行として、希望の多い保育福祉や、地域課題である観光開発などの選択制を取り入れている。</p>		

また、その講師については、地域の様々な分野の方々に務めていただいております、これにより、より実践的な学習はもとより、鹿屋の魅力を再認識するなど、将来の働き方や生き方を学ぶキャリア教育にも資するものと考えています。

2つ目の取組は、「特色ある活動の実践」として、平成29年度から、普通教室や特別教室に電子黒板を配置するとともに、生徒用タブレットを導入し、グローバル時代に対応したICT教育を推進している。

その他、「キャンパスライフの充実」という面から、部活動の技術指導を地域の方にお問い合わせの制度の導入や、下宿・シェアハウスの確保など、充実した高校生活を送れるよう支援を行っている。

また、昨年4月には、ホームページと生徒募集用パンフレットを刷新するとともに、公式LINE@を開設するなど、鹿屋女子高の魅力を広く積極的に発信する広報等を強化したところである。

今後は、女子高の生徒が学校説明会等で出身中学校に出向き、学校生活や部活のことなど、女子高のPRを自らの言葉で直接後輩に伝える機会を設けるほか、全国2位の全商検定全9種目1級合格者数や県下トップの家庭科技術検定3種目1級合格者数などの実績をはじめ、大学や短大、専門学校等への進学実績、高い地元就職率等についても、広報等を強化していく。

一方で、大隅地域の女子生徒数は、長期的には減少していくことが見込まれ、域外からの入学者確保も必要であることから、域外の中学校への情報発信等をさらに強化するとともに、バスをはじめとする通学環境の改善についても関係部署等と連携するなど、積極的に取り組んでいく。

また、新校舎については、現在、すでに基礎工事が着工されており、2020年4月には、地域のシンボルとなるような外観・デザインを兼ね備えた4階建ての新校舎が供用開始となる予定である。

今後については、市内の各種団体や民間企業、地域の方々などから様々な御意見をいただくための検討委員会等を継続的に実施し、地域に根ざし、多くの皆様から愛される高校を目指して、全力で取り組んでまいります。

4 鹿屋市総合計画及び施策推進について	会派名	政経クラブ
【質問の要旨】 放課後子ども総合プランの計画推進について示されたい。また、鹿屋寺子屋事業の現状及び課題並びに今後の計画を示されたい。		
【答弁の要旨】 平成30年9月、国において「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の2つの事業を一体的あるいは連携して推進することとされている。 「放課後児童クラブ」とは、帰宅後留守家庭になる児童に対して、適切な遊びや生		

活の場を確保し、その健全な育成を図ることを目的として原則年間250日以上実施するもので、本市には、現在、7校区を除く17の小学校区で29の児童クラブがある。

一方、「放課後子供教室」とは、すべての子供を対象として、小学校や公民館等に安全・安心な子供の活動場所を設け、地域の方々の参画を得て様々な活動の機会を提供することを目的に週1回程度を目安に実施するもので、本市では、これに代わる事業として、公民館等を活用した「鹿屋寺子屋事業」を週1回程度、11か所で展開している。

国は、平成35年度までに全ての小学校区で本総合プランを実施するという目標を掲げているが、本市では、平成32年度までに「鹿屋寺子屋事業」を全ての小学校区で、実施することとしている。

この鹿屋寺子屋事業は、子供たちに学習習慣等を身につけるとともに、史跡めぐり等により郷土愛を育むことを目的として実施している。また、児童クラブが未設置である7校区のうち、高隈小校区と高須小校区では寺子屋事業を既に開設しており、また、東原小校区では次年度開設の予定である。

一方、課題としては、多くの子供たちが安全・安心に参加できるよう学校やその周辺の施設で寺子屋を開設することや多くの地域の方々が関わられるような仕組みをつくることなどがある。

教育委員会としては、「地域の子供は地域で育てる」という教育的風土の下で、子ども会や町内会、退職校長会等、様々な団体等と連携し、地域づくりの視点や人と人とのつながりを大切にしながら、次年度は17か所で、平成32年度までには全ての小学校区で寺子屋事業を展開し、将来的には、児童数等を勘案しながら80か所程度を目途に実施することとしている。

今後とも、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に則り、「放課後児童クラブ事業」及び「鹿屋寺子屋事業」を一層推進し、児童の放課後の安全・安心な居場所が確保できるよう、活動内容の充実はもとより、学校の余裕教室の活用などを含め、教育委員会としても積極的に柔軟に対応していきたいと考えている。

5 児童虐待防止について	会派名	政伸クラブ
【質問の要旨】 児童虐待と思われる不登校生の現状とその対応を示されたい。		
【答弁の要旨】 文部科学省は、病気や事故等を除き、年間30日以上欠席した児童生徒を不登校と定義しており、本市では、減少傾向にあります。本年度も110人余りの不登校児童生徒が在籍している。 不登校の原因は、虐待の場合もあるが、主に友人との人間関係や無気力、不適応等がほとんどであり、いくつかの要因が複合的に関係し合っている状況である。 児童虐待が主たる原因の不登校児童生徒については、現在、本市にはいないが、出席はしているものの、食事や入浴等の基本的な生活習慣及び衛生面等について意		

識が低い保護者の影響で、休みがちな児童生徒は、一部に見受けられる。

このような場合、学校では児童生徒に必要な個別の支援に努めることはもちろんであるが、担任やスクールソーシャルワーカーが家庭に赴き、保護者へ啓発を図ったり、改善を促したりしている。

併せて、虐待が疑われる事案を学校において発見した場合、直ちに児童相談所や子育て支援課へ通告し、その後も新たな虐待の兆候や、状況の変化等を観察し続ける等、継続して対応を行っている。

教育委員会としては、児童虐待は絶対にあってはならない事案であるという認識のもと、児童虐待に係る教職員の意識を高め、家庭や関係機関との更なる連携を図っていきたい。

6 鹿屋女子高等学校の活性化について

議員名

中馬議員

【質問の要旨】

- ① 来年度入学志願者は何人か。また学科ごとの定員充足率と傾向を示されたい。
- ② 定員充足率向上に向けた取組について、その現状と課題を示されたい。

【答弁の要旨】

① 鹿屋女子高等学校の来年度の入学志願者数については、2月25日に発表された一般入試の最終出願者数143人に推薦入試の合格内定者15人を加えた158人が志願している状況である。

また、平成28年度から30年度の3年間における新入生の学科ごとの定員充足率については、普通科が、28年度100%、29年度93%、30年度90%、情報ビジネス科が、28年度74%、29年度70%、30年度78%、生活科学科が、28年度84%、29年度74%、30年度75%となっている。

傾向としては、全国と同様に、商業系及び家庭系の学科の出願者数が伸び悩んでいること、一方で普通科は安定して出願者数があること等が挙げられる。

② 定員充足率向上に向けた広報活動等の取組の現状と課題については、昨年4月にホームページとパンフレットを刷新するとともに、公式LINE@を開設し、ホームページと連動させた積極的な情報発信に取り組んでいるところである。

下宿やシェアハウスの確保については、現在、部活動を理由に域外から入学した生徒3人が民間のシェアハウスに入居しているが、今後、域外からの入学者の確保を推進していく上で、シェアハウスでの食事提供や新たな下宿等の確保が課題であると考え、検討を進めているところである。

大隅地域の女子生徒数は、今後は当分の間、やや増加する傾向にあるが、長期的な人口推計としては減少していくと考えられることから、域内はもとより域外からの入学者の確保も定員充足のために必要であると認識している。

今後も、新校舎のリニューアル情報や、総合選択制などの充実した教育課程、鹿屋女子高ならではの特色ある取組や、全国及び県内でも有数の資格取得状況、大学

や看護学校等への合格実績等を計画的、効果的にPRしていくこととしており、さらに、在校生が出身中学校での学校説明会で女子高の魅力を紹介するといった工夫や、域外への情報発信のより一層の強化、シェアハウスや下宿等の生活基盤の確保や通学環境の改善に向けた取組を関係課等と連携して推進していきたい。

7 学校における働き方改革について	議員名	中馬議員
-------------------	-----	------

【質問の要旨】

- ① 「学校における業務改善アクションプラン」の策定状況を示されたい。
- ② 経営方針等の中に、働き方改革に関する記載がある学校の割合を示されたい。
- ③ 教職員の年間の平均年休取得日数はどのような実態か示されたい。

【答弁の要旨】

① 学校における課題が複雑化・多様化する中で、新学習指導要領を踏まえた教育課程を確実に実施し、質の高い教育を持続・発展させるために、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことは、極めて重要なことであり、文部科学省においても各種の提言や対策など具体的な方針を示しているところである。

こうした中、鹿児島県教育委員会は、平成30年3月に「学校における業務改善方針の策定等について」を通知し、各市町村教育委員会に「業務改善方針・計画等」を策定するように求めた。

同時に、本年度、鹿児島県教育委員会は、独自に実施した長時間勤務要因分析調査を踏まえ、学校に在籍している時間の短縮や効率的・効果的な業務推進を図るために、本県の実情に即した数値目標を設定し、中長期的で具体的な取組を「学校における業務改善アクションプラン（案）」として取りまとめ、現在、広く県民から意見を募集しているところである。

鹿屋市教育委員会としては、国や県の動向を十分注視しつつ、鹿児島県教育委員会から「学校における業務改善アクションプラン」が正式に通知され次第、これを踏まえ、平成31年度中に鹿屋市における「業務改善計画（仮名称）」を策定することとしている。

② 平成30年2月に文部科学省から発出された通知や平成30年3月に鹿児島県教育委員会が示した「学校における業務改善方針」の中に、各学校における業務改善の取組の一つとして「学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点も盛り込むこと」が挙げられている。

本年度当初から、経営方針やグランドデザイン、学校評価等に働き方に関する記載を盛り込んでいた学校は、市内の全小・中学校36校中、18校、50%であった。

一方、年度途中から、経営方針やグランドデザイン、学校評価等に働き方についての記載を加えた学校は15校、42%であった。

記載された具体的な内容としては、「学校行事の精選」「ICTの活用やデータの共有化による事務処理の効率化」「定時退庁の一層の促進」などであった。

鹿屋市教育委員会としては、引き続き管理職研修会や校長面談を通してその意義を周知し、必要な指導・支援を行っていききたい。

③ 平成29年度の本市の小中学校の教職員の平均年休取得日数は、小学校11.6日（県12.5日）、中学校も同じく11.6日（県11.5日）であった。正規職員と期限付き職員を比較した場合、小学校正規職員が11.7日、小学校期限付き職員が11.0日、中学校正規職員が11.7日、中学校期限付き職員が10.8日であり、小・中学校ともに正規職員の方が1日程度多い状況である。

第3期鹿屋市教育委員会特定事業主行動計画では、年次有給休暇の平均年間取得日数の目標を15日と掲げているので、今後、鹿屋市教育委員会としても、年次有給休暇を取りやすい雰囲気醸成や、年休者の授業の補充体制を整えるよう、指導していききたい。

報告(2) 看護専門学校国家試験結果報告

平成31年2月実施 第108回看護師国家試験合否結果について

国家試験日：平成31年2月17日(日)
合格発表日：平成31年3月22日(金)14:00

本校	受験者数	合格者数	合格率
H30年度卒	29人	28人	96.6%

全国	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
第108回看護師国家試験	64,153人	63,603人	56,767人	89.3%
うち新卒者	58,622人	58,308人	55,216人	94.7%

第108回看護師国家試験の合格基準

必修問題及び一般問題を1問1点、状況設定問題を1問2点とし、次の①から②の全てを満たす者を合格とする。

- ① 必修問題 40点以上/49点
② 一般問題・状況設定問題 155点以上/250点 62.0%

【鹿屋看護専門学校 国家試験合格者数】(年度別)

平成31年3月25日現在

年度 期生	受験者 総数	合格者数			合格率	不合格者	備考	全国 合格率
		計	女性	男性				
H22年度 1期生	27人	25	20	5	92.6%	女性1人 男性1人	H29年度まで不合格 ※H23年度合格	91.8%
H23年度 2期生	28人	28	23	5	100.0%			90.1%
H24年度 3期生	30人	30	25	5	100.0%			88.8%
H25年度 4期生	26人	26	19	7	100.0%			89.6%
H26年度 5期生	28人	28	26	2	100.0%			90.0%
H27年度 6期生	28人	28	22	6	100.0%			89.4%
H28年度 7期生	27人	26	22	4	96.3%	男性1人	※H29年度合格	88.5%
H29年度 8期生	30人	30	24	6	100.0%			90.9%
H30年度 9期生	29人	28	24	4	96.6%	女性1人		94.7%
総計	253人	249	205	44	98.4%			90.4%
過年度卒業 合格者数		2	0	2	99.2%			